

意見書

経企第13 - 0069号

平成13年6月25日

情報通信審議会

電気通信事業部会長 殿

郵便番号 104-8508

とうきょうとちゅうおうくはつちようぼり ちょうめ ばん ごう

住 所 東京都中央区八丁堀四丁目7番1号

にっぽんて れ こ む かぶしきがいしゃ

氏 名 日本テレコム株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょう むら かみ はる お

代表取締役社長 村上 春雄

メールアドレス myoshino@japan-telecom.co.jp

(担当：経営企画部 吉野)

情報通信審議会議事規則第5条及び接続に関する議事手続細則第2条の規定により、平成13年6月12日付け情審通第119号で公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

<はじめに>

インターネット需要の拡大する中、住宅向けインターネット接続サービスについて接続条件が整備されることは、一般ユーザーの利便性向上に大きく寄与するものと考えており、高く評価いたします。今回、東西N T T殿接続約款案に対し、意見を提出する機会を与えていただき、厚くお礼申し上げます。

しかしながら、今回の申請案については不明確な点や更に検討を行うべき点が含まれていると認識しており、下記のとおり意見を提出させていただきます。

<各論>

1. 光信号端末回線伝送機能について

今回の接続約款案においては、光ファイバ部分については、現在申請中の光信号端末回線伝送機能の料金を基に算定されております。当該機能については、別途パブリックコメントの募集が行われており、弊社からも意見を提出しております。光信号端末回線伝送機能の議論において、東西N T T殿申請内容が変更になった場合には、当然のことながら今回申請された料金についても変更が行われるものと考えます。

2. 算定根拠について

東西N T T殿の算定根拠では、十分に根拠が明らかになっておらず、接続料金の妥当性を検証できないものと考えます。特に、光信号伝送装置・スプリッタ・クロージャのコストは、設備数・投資単価等が全く把握できないため、申請内容が適正なものであるか判断が不可能な状況です。したがって、弊社としては以下の点について、根拠を開示していただきたいと考えます。

基本回線 / 分岐回線の配賦方法に用いた数値

光信号伝送装置・局内 / 局外スプリッタの設置数予測・投資額予測

(光ファイバ部分については、別途パブリックコメントにて意見を提出しております)

3. 予測期間について

東西N T T殿の算定根拠では、原価予測期間が設備により異なっております(光ファイバ、負担金見合い、光主配線盤、クロージャ = 7年、その他の設備 = 5年)。設備により予測期間に差を設けた理由が不明であるため、根拠を示していただきたいと考えます。

また、光端末回線伝送機能に関する意見書で述べさせていただきましたが、予測期間が長期にわたるため、定期的に実際の需要・コスト動向を勘案して接続料金の見直しを行うべきと考えます。

4. 利用者料金との関係について

弊社としては指定事業者である東西N T T殿において反競争的な料金設定が行われていないことをチェックする仕組みを設けるべきと考えております。具体的な内容には、接続ルールの見直しにおける意見及び光端末伝送機能に関する意見において述べさせていただきました、英国のスタック

テストと同様のチェックを行うことが必要であると考えます。

以上